7　締約国は、事務局に対する書面による通告を行うことにより、いつでも適用除外を撤回することができる。その撤回は、当該通告に指定する日に効力を生ずる。

8　1の規定にかかわらず、いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、一又は二以上の締約国が6の規定に基づいて延長された附属書A又は附属書Bに掲げる製品又は工程に関する適用除外の登録を維持しない限り、当該製品又は工程の段階的廃止期限から五年を経過した後に当該製品又は工程の適用除外を登録することはできない。この場合において、国又は地域的な経済統合のための機関は、1(a)及び(b)に定める時に当該製品又は工程の適用除外を登録することができるが、この適用除外は、該当する段階的廃止期限の後十年で効力を失う。

9　いずれの締約国の適用除外も、附属書A又は附属書Bに掲げる製品又は工程の段階的廃止期限から十年を経過した後は、効力を有することができない。

第七条　零細及び小規模な金の採掘

1　この条及び附属書Cに規定する措置は、鉱石から金を抽出するために水銀アマルガム法が使用される零細及び小規模な金の採掘及び加工について適用する。

2　自国の領域内においてこの条の規定の対象となる零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとる。

3　締約国は、自国の領域内における零細及び小規模な金の採掘及び加工が軽微なものではないことを認定する場合にはいつでも、事務局に通報する。当該締約国は、その認定を行った場合には、次のことを行う。

(a)　附属書Cの規定に従って国の行動計画を作成し、及び実施すること。

(b)　この条約が自国について効力を生じた日から三年後又は事務局に通報した日から三年後のうちいずれか遅い時までに、自国の行動計画を事務局に提出すること。

(c)　その後は、この条の規定に基づく自国の義務の履行に向けての進捗状況について三年ごとに再検討し、及び第二十一条の規定に従って提出する報告にその再検討を含めること。

4　締約国は、この条の目的を達成するため、適当な場合には、相互に及び関連する政府間機関その他の主体と協力することができる。その協力には、次のものを含めることができる。

(a)　零細及び小規模な金の採掘及び加工において使用する水銀又は水銀化合物の転用を防止する戦略の策定

(b)　教育、広報及び能力形成のための自発的活動

(c)　持続可能な水銀を含まない代替的な方法に関する研究の促進

(d)　技術及び資金の援助の提供

(e)　この条の規定に基づく約束の履行を支援するための連携

(f)　環境上、技術上、社会上及び経済上実行可能な知識、環境のための最良の慣行及び代替技術を普及させる既存の情報交換についての制度の利用

第八条　排出

1　この条の規定は、附属書Dに掲げる発生源の分類に該当する特定可能な発生源からの排出を規制するための措置を通じ、水銀及び水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の大気への排出を規制し、及び実行可能な場合には削減することに関するものである。

2　この条の規定の適用上、

(a)　「排出」とは、水銀又は水銀化合物の大気への排出をいう。

(b)　「関係する発生源」とは、附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源をいう。締約国は、選択により、附属書Dに掲げる発生源の分類の対象となる発生源を特定するための基準を定めることができる。ただし、分類に関する基準が当該分類からの排出量の少なくとも七十五パーセントを含む場合に限る。

(c)　「新規の発生源」とは、附属書Dに掲げる分類に該当する関係する発生源であって、次の(i)又は(ii)に規定する日の後少なくとも一年を経過した日に建設又は実質的な改修が開始されるものをいう。

(i)　この条約が関係締約国について効力を生ずる日

(ii)　発生源が附属書Dの改正によってのみこの条約の対象となる場合において、当該改正が関係締約国について効力を生ずる日

(d)　「実質的な改修」とは、関係する発生源であって排出の実質的な増加（副産物の回収から生ずる排出に関する変化を除く。）をもたらすものの改修をいう。改修が実質的であるか否かの判断は、当該発生源がある締約国が行う。

(e)　「既存の発生源」とは、新規の発生源でない関係する発生源をいう。

(f)　「排出限度値」とは、特定可能な発生源から排出される水銀又は水銀化合物（しばしば「総水銀」と称される。）の濃度、質量又は排出率の上限値をいう。

3　関係する発生源を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。締約国は、この条約が当該締約国について効力を生ずる日の後四年以内に自国の計画を締約国会議に提出する。締約国が第二十条の規定に従って実施計画を作成する場合には、当該締約国は、この3の規定に従って作成した自国の計画を当該実施計画に含めることができる。

4　締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を要求する。締約国は、利用可能な最良の技術の適用に適合する排出限度値を使用することができる。

5　締約国は、既存の発生源に関し、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後十年以内に、次の一又は二以上の措置を、自国の事情並びに当該措置の経済的及び技術的な実行可能性及び妥当性を考慮の上、いずれかの国内の計画に含め、及び実施する。

(a)　関係する発生源からの排出を規制するための及び実行可能な場合には排出を削減するための数量化された目標

(b)　関係する発生源からの排出を規制するための及び実行可能な場合には排出を削減するための出限度値

(c)　関係する発生源からの排出を規制するための利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用

(d)　複数の汚染物質の規制に関する戦略であって、水銀の排出の規制についても利益をもたらすもの

(e)　関係する発生源からの排出を削減するための代替となる措置

6　締約国は、全ての関係する既存の発生源に対して同一の措置を適用し、又は異なる発生源の分類に関して異なる措置を採用することができる。締約国により適用される措置は、長期的にみて排出の削減における合理的な進展を達成することを目的とする。

7　締約国は、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、関係する発生源からの排出に関する目録を作成し、その後は維持する。

8　締約国会議は、その第一回会合において、次の手引を採択する。

(a)　新規の発生源と既存の発生源との相違及び複数の環境媒体にまたがる影響を最小限にする必要性を考慮に入れた利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行に関する手引

(b)　5に規定する措置の実施、特に目標の決定及び排出限度値の設定における締約国に対する支援に関する手引

9　締約国会議は、できる限り速やかに、次の手引を採択する。

(a)　締約国が2(b)の規定に従って作成する基準に関する手引

(b)　排出に関する目録の作成方法に係る手引